

地方独立行政法人神戸市民病院機構の実績に関する評価の基本方針（案）新旧対照表

第7回評価委員会 資料6 （平成22年2月3日）	第8回評価委員会 資料2 （平成22年3月10日）
<p>1 評価の方針</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 年度計画及び中期計画の達成に向けた取組状況や、法人に対し業務の運営の改善その他の勧告を行った場合はその内容を市民に分かりやすく示すこととする。</p> <p>(5) 略</p>	<p>1 評価の方針</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 法人に評価結果の通知を行う際、必要があると認めるときには、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。</u></p> <p><u>(5) 年度計画及び中期計画の評価結果内容や勧告を行った場合にはその内容を市民に分かりやすく示すこととする。</u></p> <p>(6) 略</p>
<p>2 評価の方法</p> <p>(1) 年度評価 (略)</p> <p>評価に当たっては、法人が小項目について自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（小項目及び大項目）を行い、項目別評価の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価する。</p>	<p>2 評価の方法</p> <p>(1) 年度評価 (略)</p> <p>評価に当たっては、<u>小項目について病院ごとの実績がわかるように工夫し、病院の自己点検に基づき、法人としての自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（小項目及び大項目）を行い、項目別評価の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価する。</u></p>
<p>3 評価結果の活用</p> <p>(1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。</p>	<p>3 評価結果の活用</p> <p>(1) <u>法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、状況を評価委員会に報告する。</u></p>
<p>4 評価の進め方</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>4 評価の進め方</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 評価結果の公表</u></p> <p><u>評価委員会が法人に評価結果等を通知した場合には、遅滞なくその通知に係る内容をホームページ等において公表する。</u></p>